

使用料規程改定案 新旧対照表

変更の理由		使用料規程改定案 令和5年4月1日施行予定		使用料規程 令和3年8月1日施行		令和五年(2023)年1月17日 一般社団法人 学術著作権協会																																																			
項目 番号	見出し	記載場所	表示内容	見出し	記載場所	表示内容	備考																																																		
1	基本複写複製使用料等	第2章	基本複写複製使用料等	基本複写複製使用料	第2章	基本複写複製使用料	・第4条の2の新設により基本複写複製使用料に加えて国内管理著作物の電子化利用に係る使用料が併記されるため、見出しを修正した。																																																		
2	国内管理著作物の電子化利用に係る使用料	第4条の2	国内管理著作物を電磁的記録媒体に複写複製し、当該複製物を次の各号に掲げる方法で利用する場合の使用料は、当該各号に掲げる額とする。ただし、非一任型管理著作物の使用料は、管理委託者が決定した額とする。 (1) 利用者の顧客、依頼者又は潜在的な顧客等の不特定の者(以下「顧客等」という。)に対して利用者が有するタブレットやコンピューター等を用いて上映(スライド・動画等による提示を含む。)する場合の使用料は、1論文1上映当たりその顧客等の数に500円を乗じて得た額とする。 (2) 顧客等に対して電子メール、チャットツールその他メッセージングアプリに添付する等して公衆送信をする場合の使用料は、1論文1送信当たりその顧客等の数に500円を乗じて得た額とする。 (3) ウェブサイトに掲載して公衆送信する場合の使用料は、視聴者を一定範囲に限定しているか否かに応じて、以下の通りとする。 視聴者の限定あり1論文1年間当たり200,000円 視聴者の限定なし1論文1年間当たり300,000円	-	-	-	・国内管理著作物の電子化利用の使用料について定めるため新設した。 1号はタブレット等による上映利用、2号は電子ファイルの送信利用、3号はウェブサイトでの利用を想定している。																																																		
3	包括的利用許諾契約における使用料額算出方法	第5条第1項	利用者が前2条に規定する管理著作物の利用につき包括的利用許諾契約を締結する場合の使用料額は、次のいずれかの方式により算出される額又は10,000円のいずれか多い額とする。 (1) 全量報告方式 当該契約期間内に行われた管理著作物のすべての利用(複写複製した著作物、並びに第4条の2第1号及び第2号の利用においては複写複製した著作物の上映ないし送信の回数及び顧客等の数、同条第3号の利用においては視聴者の限定の有無。次号において同じ。)につき利用者から報告を受け、当該報告内容に前条各号の規定を適用して算出した額。 (2) 実態調査方式 当協会が任意に指定する当該契約期間内の5週間に行われたすべての管理著作物の利用につき実態調査を行い、実態調査期間中の管理著作物の複写複製員数の10倍に基本複写複製使用料を乗じて算出した額。ただし、当該期間中の実態調査が行えなかったときは、直近の契約期間の実態調査に基づき当該契約期間の使用料額を決定することができる。	包括的利用許諾契約における使用料額算出方法	第5条第1項	包括的利用許諾契約(第6条、第8条及び第4章以下に規定する契約を除く。)において利用者が支払うべき使用料額は、基本複写複製使用料に基づき次のいずれかの方式により算出される額、又は以下に定める最低使用料の額のいずれか多い額とする。 (1) 全量報告方式 当該契約期間内に行われた管理著作物のすべての複写複製につき利用者から報告を受け、報告された複写複製員数に基本複写複製使用料を乗じて当該契約期間の使用料額を算出する。なお、当該契約期間内の使用料額が10,000円を下回る場合は、10,000円を最低使用料とする。 (2) 実態調査方式 当協会が任意に指定する当該契約期間内の5週間に行われたすべての管理著作物の複写複製につき実態調査を行い、実態調査期間中の管理著作物の複写複製員数の10倍に基本複写複製使用料を乗じて当該契約期間の使用料額を算出する。なお、当該契約期間の使用料額が10,000円を下回る場合は、10,000円を最低使用料とする。ただし、当該期間中の実態調査が行えなかったときは、直近の契約期間の実態調査に基づき当該契約期間の使用料額を決定することができる。	・第4条の2の新設に伴い、国内管理著作物の電子化利用に係る使用料額の算出にあたり必要となる報告事項を定義するため修正した。																																																		
4	文献提供許諾契約の使用料	第7条第1項第1号	(1) 複写複製等委託者に対して管理著作物の紙等媒体の複写複製物を頒布し又はファクシミリ送信する場合管理著作物の種類及び複製等委託者における複写複製の目的に応じて、複製1頁当たりそれぞれ第4条に掲げる基本複写複製使用料の額	文献提供許諾契約の使用料	第7条第1項第1号	(1) 複写複製等委託者に対して管理著作物の紙等媒体の複写複製物を頒布し又はファクシミリ送信する場合管理著作物の種類及び複製等委託者における複写複製の目的に応じて、複製1頁あたりそれぞれ第4条に掲げる基本複写複製使用料の額	・表記を統一した。 旧 あたり 新 当たり																																																		
5	文献提供許諾契約の使用料	第7条第2項	2 文献提供機関は、当協会との間で第5条第1項第1号に定める方式により包括的利用許諾契約を締結することができる。	文献提供許諾契約の使用料	第7条第2項	2 文献提供機関は、当協会との間で全量報告方式による包括的利用許諾契約を締結することができる。	・第5条第1項第1号に定めた使用料額算出方法を参照するように修正した。																																																		
6	複写目的電子化契約の使用料	第8条	3条第2項第2号の利用許諾契約を締結している利用者が、当該契約に基づき国内管理著作物の画像データを紙等媒体に印刷することのみを目的として、その有するサーバ(利用者の事業のために使用する他のコンピューターにネットワークを通じてファイルやデータを提供する機能を有するコンピューターをいう。)の記録媒体に複写複製することに関する利用許諾契約(以下「複写目的電子化契約」という。)の使用料は、複製1頁当たり30円とする。	複写目的電子化契約の使用料	第8条	第8条 第3条第2項第2号の利用許諾契約を締結している利用者が、当該契約に基づき国内管理著作物の画像データを紙等媒体に印刷することのみを目的として、その有するサーバ(利用者の事業のために使用する他のコンピューターにネットワークを通じてファイルやデータを提供する機能を有するコンピューターをいう。)の記録媒体に複写複製することに関する利用許諾契約(以下「複写目的電子化契約」という。)の使用料は、複製1頁当たり30円とする。	・表記を統一した。 旧 コンピューター 新 コンピューター																																																		
7	資料等を転載複製して頒布する場合の使用料	第9条	国内管理著作物を転載複製して頒布する場合の使用料は、国内管理著作物の利用部数に応じて、管理著作物の1転載(管理著作物に含まれる図1点、表1点又は1000文字以内の利用をいう。以下、本章において同じ)当たり下表の通りとする。ただし、非一任型管理著作物の使用料は、管理委託者が決定した額とする。 表 資料等を転載複製して頒布する場合の使用料 <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用部数</th> <th>使用料(1転載当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～5,000部</td> <td>60,000円</td> </tr> <tr> <td>5,001～10,000部</td> <td>85,000円</td> </tr> <tr> <td>10,001部以上</td> <td>85,000円から5,000部毎に25,000円ずつ増加</td> </tr> </tbody> </table>	利用部数	使用料(1転載当たり)	1～5,000部	60,000円	5,001～10,000部	85,000円	10,001部以上	85,000円から5,000部毎に25,000円ずつ増加	資料等を頒布して利用する場合の転載複製に係る使用料	第9条	国内管理著作物を転載複製して頒布する場合の使用料は、国内管理著作物の利用部数に応じて、管理著作物の1転載(管理著作物に含まれる図1点、表1点又は1000文字以内の利用をいう。以下、本章において同じ)あたり下表の通りとする。ただし、非一任型管理著作物の使用料は、管理委託者が決定した額とする。 表 資料等を頒布して利用する場合の転載複製に係る使用料 <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用部数</th> <th>使用料(1転載あたり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～5,000部</td> <td>60,000円</td> </tr> <tr> <td>5,001～10,000部</td> <td>85,000円</td> </tr> <tr> <td>10,001部以上</td> <td>85,000円から5,000部毎に25,000円ずつ増加</td> </tr> </tbody> </table>	利用部数	使用料(1転載あたり)	1～5,000部	60,000円	5,001～10,000部	85,000円	10,001部以上	85,000円から5,000部毎に25,000円ずつ増加	・表記を統一した。 旧 あたり 新 当たり																																		
利用部数	使用料(1転載当たり)																																																								
1～5,000部	60,000円																																																								
5,001～10,000部	85,000円																																																								
10,001部以上	85,000円から5,000部毎に25,000円ずつ増加																																																								
利用部数	使用料(1転載あたり)																																																								
1～5,000部	60,000円																																																								
5,001～10,000部	85,000円																																																								
10,001部以上	85,000円から5,000部毎に25,000円ずつ増加																																																								
8	資料等を転載複製して上映・公衆送信する場合の使用料	第10条	国内管理著作物を転載複製して資料等を上映又は送信する場合の使用料は、国内管理著作物の利用方法、利用期間、視聴者を一定範囲に限定しているか否かに応じて、管理著作物の1転載当たり下表の通りとする。ただし、非一任型管理著作物の使用料は、管理委託者が決定した額とする。 表 資料等を転載複製して上映・公衆送信する場合の使用料 <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用方法</th> <th>利用期間</th> <th>視聴者の限定の有無</th> <th>使用料(1転載当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">スライド・動画等による上映</td> <td>1年間</td> <td rowspan="2">/</td> <td>95,000円</td> </tr> <tr> <td>期限なし</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">ウェブサイトにおける公衆送信</td> <td rowspan="2">1年間</td> <td>あり</td> <td>200,000円</td> </tr> <tr> <td>なし</td> <td>300,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">期限なし</td> <td>あり</td> <td>600,000円</td> </tr> <tr> <td>なし</td> <td>900,000円</td> </tr> <tr> <td>アプリの配信</td> <td>期限なし</td> <td>/</td> <td>500,000円</td> </tr> </tbody> </table> 2 国内管理著作物を転載複製して資料等を放送する場合の使用料は、放送の回数に管理著作物の1転載当たり30,000円を乗じた額とする。ただし、非一任型管理著作物の使用料は、管理委託者が決定した額とする。 3 前項の使用料については、放送される地域の受信世帯数に応じて別途定める放送局別取扱細則に基づき減額することができる。	利用方法	利用期間	視聴者の限定の有無	使用料(1転載当たり)	スライド・動画等による上映	1年間	/	95,000円	期限なし	120,000円	ウェブサイトにおける公衆送信	1年間	あり	200,000円	なし	300,000円	期限なし	あり	600,000円	なし	900,000円	アプリの配信	期限なし	/	500,000円	資料等を上映・公衆送信して利用する場合の転載複製に係る使用料	第10条	国内管理著作物を転載複製して資料等を上映又は送信する場合の使用料は、国内管理著作物の利用方法、利用期間、視聴者を一定範囲に限定しているか否かに応じて、管理著作物の1転載あたり下表の通りとする。ただし、非一任型管理著作物の使用料は、管理委託者が決定した額とする。 表 資料等を上映・公衆送信して利用する場合の転載複製に係る使用料 <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用方法</th> <th>利用期間</th> <th>視聴者の限定の有無</th> <th>使用料(1転載あたり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">スライド・動画等による上映</td> <td>1年間</td> <td rowspan="2">/</td> <td>95,000円</td> </tr> <tr> <td>期限なし</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">ウェブサイトにおける公衆送信</td> <td rowspan="2">1年間</td> <td>あり</td> <td>200,000円</td> </tr> <tr> <td>なし</td> <td>300,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">期限なし</td> <td>あり</td> <td>600,000円</td> </tr> <tr> <td>なし</td> <td>900,000円</td> </tr> <tr> <td>アプリの配信</td> <td>期限なし</td> <td>/</td> <td>500,000円</td> </tr> </tbody> </table>	利用方法	利用期間	視聴者の限定の有無	使用料(1転載あたり)	スライド・動画等による上映	1年間	/	95,000円	期限なし	120,000円	ウェブサイトにおける公衆送信	1年間	あり	200,000円	なし	300,000円	期限なし	あり	600,000円	なし	900,000円	アプリの配信	期限なし	/	500,000円	・本条への放送利用に係る使用料の追加に伴い、複製権及び公衆送信権に係る使用料が併記されるため、条の見出し及び表名を修正した。 ・表記を統一した。 旧 あたり 新 当たり 第2項及び第3項の新設 ・放送事業者による転載利用の使用料を新たに設定した。放送事業者の規模に応じた減額措置を適用する。
利用方法	利用期間	視聴者の限定の有無	使用料(1転載当たり)																																																						
スライド・動画等による上映	1年間	/	95,000円																																																						
	期限なし		120,000円																																																						
ウェブサイトにおける公衆送信	1年間	あり	200,000円																																																						
		なし	300,000円																																																						
	期限なし	あり	600,000円																																																						
		なし	900,000円																																																						
アプリの配信	期限なし	/	500,000円																																																						
利用方法	利用期間	視聴者の限定の有無	使用料(1転載あたり)																																																						
スライド・動画等による上映	1年間	/	95,000円																																																						
	期限なし		120,000円																																																						
ウェブサイトにおける公衆送信	1年間	あり	200,000円																																																						
		なし	300,000円																																																						
	期限なし	あり	600,000円																																																						
		なし	900,000円																																																						
アプリの配信	期限なし	/	500,000円																																																						
9	附則	-	この規程は、2019年4月1日から実施する。 2021年8月1日改定 2023年4月1日改定	附則	-	この規程は、2019年4月1日から実施する。 2021年8月1日改定																																																			